

定 款

2024 年 3 月 27 日改正

鳥居薬品株式会社

鳥居薬品株式会社定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、鳥居薬品株式会社と称し、英文では TORII PHARMACEUTICAL CO., LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

1. 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、試薬、食品添加物、飼料および飼料添加物、農薬および工業薬品の製造、販売ならびに輸出入
2. 計量器の販売
3. 不動産の売買、賃貸借および管理
4. 生命保険の募集に関する業務および損害保険代理店業務ならびに自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
5. 倉庫営業
6. 貨物利用運送事業
7. 前各号に附帯しまたは関連する事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、5,400万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 当社における株主権行使の手続その他株式に関する取り扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第11条 定時株主総会は毎年3月に招集し、臨時株主総会は必要に応じ招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第17条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)は、7名以内とする。

- ② 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(取締役の選任方法)

第18条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第19条 取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③ 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第20条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から代表取締役を選定する。

② 取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置くことができる。

(取締役会の招集通知)

第21条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第22条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の省略)

第23条 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規定)

第24条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規定による。

(取締役の報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役との責任限定契約)

第26条 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第27条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第28条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規定)

第29条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規定による。

第6章 計 算

(事業年度)

第30条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第31条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第32条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

- ② 当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。
③ 前2項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第33条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払い義務を免れる。

附則

(監査役との責任限定契約に関する経過措置)

第1条 第132回定時株主総会の終結前の監査役（監査役であったものを含む）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条の定めるところによる。